



1 住所及び氏名

フリガナ	F03								
氏 名	F04								
住 所	郵便 番号	F05	—		電話 番号	F07	—		—
	F06								

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	E01						
氏 名	E02						
フリガナ	E03						
氏 名	E04						

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家 屋 に 関 す る 事 項				土 地 等 に 関 す る 事 項						
		元号 年 月 日				元号 年 月 日						
居 住 開 始 年 月 日		㉞	N01				N03					
契 約 日		G01		㉟	元号 年 月 日							
契 約 区 分					N02							
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額		㊲	G02			㊳	G05			円		
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額		㊴	G03			㊵	G06					
取 得 対 価 の 額 (㊲-㊴ (㊳-㊵))		㊶	G04			㊷	G07					
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。		㊸	C01			㊹	C03				㎡	
うち居住用部分の (床) 面積		㊺	C02			㊻	C04					
不 動 産 番 号		家屋	E05							土地	E06	

3 増改築等をした部分に係る事項

		元号 年 月 日						
居 住 開 始 年 月 日		㉿	N04					
契 約 日		㊼	N05					
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額		㊽	G08				円	
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額		㊾	G09					円
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㊽-㊾)		㊿	G10					
㊽のうち居住用部分の金額		㊿	G11					円
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積		㊿	C05				㎡	

4 家屋や土地等の取得対価の額

		㊿ 家 屋		㊿ 土 地 等		㊿ 合 計		㊿ 増 改 築 等				
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊿	G12		(分子)	G17		(分子)		G25		(分子)	
		G13		(分母)	G18		(分母)		G26		(分母)	
		㊿ (㊿×㊿の㊿)		㊿ (㊿×㊿の㊿)		㊿の㊿+㊿の㊿) 又は (㊿の㊿+㊿の㊿)			㊿ (㊿×㊿の㊿)			
(㊿、㊿、㊿) × ㊿ ※共有でない場合は、㊿、㊿、㊿を書いてください。	㊿	G14			G19			G22		G27		円
住 宅 取 得 等 資 金 の 贈 与 の 特 例 を 受 け た 金 額 等	㊿	G15			G20			G23		G28		円
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊿ - ㊿)	㊿	G16			G21			G24		G29		円

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30		8%	G31		10%	G32		税率が10%の場合に㊿、㊿に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	G33		円		
6 特例対象個人に係る事項等										夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。			G34	

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		㊿ 住 宅 の み		㊿ 土 地 等 の み		㊿ 住 宅 及 び 土 地 等		㊿ 増 改 築 等									
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	G70	㊿	G35			G39			G43			円					
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表) の㊿の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㊿	C06			C08			C10			C12			%			
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 ((付表) の㊿の金額) ※連帯債務がない場合には、㊿の金額を書きます。	㊿	G36			G40			G44			G48			円			
㊿と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿	G37			G41			G45			G49			円			
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊿	㊿÷㊿	C07			㊿÷㊿	C09			C11			㊿÷㊿	C13			%
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊿ × ㊿)	㊿	G38			G42			G46			G50			円			
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿) ※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。										㊿	G51			円			

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊿欄から㊿欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	㊿	高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿	断熱改修工事等の費用の額	㊿	特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿	特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額						
	G52			G53			G54							
㊿ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿	特定の増改築等工事の費用の合計額 (㊿+㊿+㊿+㊿)		㊿	あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊿又は㊿×㊿の㊿)		特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊿と㊿のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等 (特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。) が特定取得 (※二面参照) に該当しない場合は、最高200万円。)				㊿	G59		
G56			G57			G58			㊿	G59				

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	※	二面の該当する番号及び金額を転記します。				番号	G60		㊿	G61	00		円
---------------------	---	----------------------	--	--	--	----	-----	--	---	-----	----	--	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	G62			㊿又は㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	G63		
	家 屋：1 増改築等：2	G64			㊿の㊿又は ㊿の㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	G65		

重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㊿の金額を転記してください。	重複 適用	G66			㊿	G68			00	円
	㊿									

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。	G69	
--	-----	--



令和07年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪			二面			
番号	居住の用に供した日等				算式等	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		番号	居住の用に供した日等		算式等	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)				
1	認定住宅の新築等に係る特別控除の選択	ZEH水準省エネ住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑫	7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき					
											⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額() × 0.02 + (⑬-⑭) × 0.01=	⑫			(最高12万5千円) 円	
														⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額() × 0.02 + (⑬-⑭) × 0.01=	⑫	(最高12万円) 円
				中古住宅												
2			令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑫										
				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑫										
3	認定住宅の新築等に係る特別控除の選択	ZEH水準省エネ住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑫	8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき					
											⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額() × 0.02 + (⑬-⑭) × 0.01=	⑫			(最高12万5千円) 円	
				中古住宅												
4		省エネ基準適合住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑫	9								
				中古住宅												
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合があります。)		令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に入居	⑪×0.007=	⑫	10	震災特例法(※5)の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中若しくは令和7年中にその他の住宅に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人以外が認定住宅等 令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が認定住宅等に入居	⑪×0.009=	⑫	(最高40万5千円) 円	
				中古住宅又は増改築等												
6			令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑫		11		令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑫	(最高60万円) 円		
				住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑫										
6			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑫										
				住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑫										

- ※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
- ※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 特例対象個人、(特別)特定取得及び(特別)特別特例取得については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特別)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
- ※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑫欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑫の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑬	円 0 0
------------	---	---	----------

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	E01		(3)	E03		※ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。
(2)	E02		(4)	E04		



(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分)

氏 名

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名			①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①				円
		各共有者の共有持分 ②	_____	_____	_____	
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④				円
		各共有者の共有持分 ⑤	_____	_____	_____	
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦					
取得した資産に係る資金の状況	各 共 有 者 の 自 己 資 金 負 担 額 ⑧					(A+B+C) 円
	借 入 金	各 共 有 者 の 単 独 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額 ⑨				(A+B+C)
		当 該 債 務 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 年 末 残 高 ⑩				
		連 帯 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額 ⑪				円
		当 該 債 務 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 年 末 残 高 ⑫				

- ※ 1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の②)及び2の③の金額をそれぞれ転記します。
- ※ 2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)。
- ※ 3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬ ÷ ⑪) ※小数点以下第2位まで書きます。 ⑭		%		%		%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫ × ⑭) ⑮		円		円		円
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩ + ⑮) ⑯						

- ※ 1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署のお尋ねください。
- ※ 2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。